

練馬区産後ケア事業のご案内



(母子ショートステイ・母子デイケア・産後ケア訪問)

お母さんと赤ちゃんが、助産師のいる施設での母子ショートステイ(宿泊)や母子デイケア(日帰り)、産後ケア訪問(助産師による家庭訪問)により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業です。

対象となる方

下記すべてに当てはまる方

- ・練馬区民の方で、心身の不調や育児不安を抱える出産後1年未満の母子(ショートステイは概ね生後4か月まで)
- ・母子ともに医療的な処置が必要のない方

練馬光が丘病院をご利用の場合は上記の要件に加えて、産後の入院に引き続き利用する場合に限り、ご利用いただけます。

ケアの内容

サービスの種類と月齢によりケア内容が異なります。

- お母さんへの助産師ケア(乳房ケア・授乳相談)、育児相談
- 赤ちゃんの健康チェックと沐浴、沐浴指導
- お母さんへの食事の提供、赤ちゃんへのミルクの提供
(産後ケア訪問では食事、ミルクの提供はありません。)

ご利用にあたっての注意事項

- ・希望者多数の場合、ご希望に添えない場合がございます。
- ・経済的な事由により他の類似サービスを利用できない方を優先します。
- ・急性感染症(麻しん、風しん、インフルエンザなど)に罹患している時は利用できません。
- ・利用承認を受けた方であっても、ご利用時点の健康状態やその他の事由により、施設の側で受け入れできない場合がございます。
- ・ショートステイとデイケアは、必ず、お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。お母さんだけのご利用や赤ちゃんの預かりはいたしません。また、上のお子さんと一緒にご利用いただくことはできません。
- ・ショートステイは概ね4か月までの利用となります。

利用日数・利用者負担額

令和3年度から産後ケア事業に消費税がかからなくなりました。

	利用日数・回数	利用者負担額 1	食事 2
母子ショートステイ (宿泊のご利用) ～概ね4か月まで～	7日間まで	1泊2日 12,000円 その後1日ごと6,000円	1日3食
母子デイケア (日帰りのご利用) ～生後1年未満～	7日間まで (利用時間10時～16時)	1日 3,000円	1日1食
産後ケア訪問 ～生後1年未満～	3回まで (1回90分程度)	1回 3,000円	なし

1 非課税世帯、生活保護世帯は減免措置があります。

2 食事をとらなかった場合も利用者負担額は変わりません。食事の持ち込みは原則禁止です。

【キャンセルの場合】

利用日前日午前10時までに、施設へ直接ご連絡ください。

ご連絡がなかった場合は、利用したものとみなし利用者負担額をお支払いいただきます。

<申し込み・利用までの流れ・実施施設は裏面をご覧ください>

申し込み、問い合わせ

申し込み、問い合わせは、担当の保健相談所で受け付けします。

利用までの流れ

1 練馬区に申し込みをする（申請書を提出する）

出産予定日の5か月前（妊娠20週）から申請できます。

担当の保健相談所で保健師と面談をして申請書を記入し、提出してください。

2 利用承認書と利用者カードが届く（予約は完了していません）

申請が受理されたら、後日、利用承認書と利用者カードが届きます。

利用承認書に、「☑」がついている事業をご利用いただけます。「☐」が付いていないサービスをご希望の場合は別途申し込みが必要です。

3 施設見学をする

施設を利用する方は、妊娠中のうちに見学をして、利用についての説明を受けます。

見学の際は事前に施設へ連絡を入れてください。

体調などにより見学ができない場合は、施設に連絡し利用者番号を伝えオリエンテーションを受けてください。

4 出産後、利用日を決める（利用予約）

利用を希望する施設へ直接電話をし、利用日を決めてください。

産前に利用予約をすることはできません。ご出産後、必ず施設に電話予約が必要です。

5 利用日当日

利用日当日は、利用承認書と利用カードを提示してください。

その他の必要な持ち物などは、施設見学や予約の際に施設から案内された物をご用意ください。

施設に利用者負担額をお支払いください。

実施施設と利用できるサービス

施設名称	所在地	母子ショートステイ	母子デイケア	産後ケア訪問
ねりじょはうす Luna	練馬区東大泉 6-32-11 ☎03(6904)4321			
ぱお助産院	練馬区氷川台 4-51-5 ☎03(6914)9938			
練馬光が丘病院（ ）	練馬区光が丘 2-11-1 ☎03(3979)3611		X	X
順天堂大学医学部 附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10 ☎03(5923)3111		X	X

・ショートステイは概ね4か月までの利用となります。

練馬光が丘病院は、産後の入院に引き続き利用する場合に限り、ご利用いただけます。

必要に応じて、保健相談所の保健師と産後ケア施設で連携を取りながらサポートします。

妊娠・出産・子育てに関するご相談をうかがう中で、ご利用をお勧めする場合もあります。ご心配なことやお困りのことなどがございましたらお気軽に担当の保健相談所にご相談ください。